

第六十四回
帝國議會
貴族院

意匠法中改正法律案特別委員會會議事速記録第四號

昭和八年三月十七日(金曜日)午前十時四十九分開會

○委員長(子爵伊集院兼知君) ソレデハ前回ニ引續キマシテ、工業組合法改正案ノ委員

會ヲ開カウト思ヒマス、此際御質疑ガアルナラバ願ヒタイト存ジマス

○子爵戸澤正己君 條項デチヨット私伺ヒ

タインデスガ、第八條デスガ、此舊ト新ト

ノ文面ヲ見マス、殆ド違ヒノナイヤウナ

風ニナッテ居リマスガ、舊ノ方デハ「其ノ組合

ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ

得」ト云フノガ古イ方デ、今度新シク變ヘ

ルノハ「其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ

從フベキコトヲ命ズルコトヲ得」此差ガド

ノ位ノ程度ニナッテ居リマスガ、ソレヲマア

伺ヒタイ

○政府委員(竹内可吉君) 只今御話ノ點ハ

語呂ノ關係上單ニ直シタニ過ギナイノデア

リマシテ、今度改正シマスル要點ハ、現行

法ニ於キマシテハ「組合員ニ非ザル者ニシ

テ」云ミトアルノデアリマス、即チ組合員

デナイ者ニ對シテ命令ヲ發シ得ルト云フノ

ガ現行法ノ規定デアリマス、今度ハ組合員

タルト組合員デナイ者トヲ問ハズ、即チ組

合員ニ對シテモサウ云フ命令ヲ發シ得ルウ

ヤニ、改正ヲ致シタイト云フノガ要點デア

リマス、只今御話ノ點ハ誠ニ御尤モデアリマ

シテ、文句ハ變リマシタケレドモ全然同ジ

意味デアリマス、商業組合法、昨年ノ夏制

定セラレマシタアノ文例ヲ今回ハ採リマシ

テ、斯様ニ直シタニ過ギナイノデアリマス

○子爵戸澤正己君 モウ一ツ御伺ヒシマス

ガ、四十條ハ詰リ今度四十二條ニナル譯デ

スガ、今迄ノ四十條ハ「過料ニ處ス」トアリマ

スガ、今度ノアレハ「五百圓以下ノ罰金ニ處

ス」トアッテ、非常ニ強クナッテ居リマスガ、

餘リ強過ギル行キ方デハナイノデスカ

○政府委員(竹内可吉君) 金額ハ等シク五

百圓デゴザイマスガ、過料ヲ罰金ニ直シマ

スト云フコトハ改正イタシタイト思ヒマス、

趣旨モ制裁ヲ重クシタイト云フ意味ナノデ

ゴザイマス、ト申シマスルノハ過料デゴザ

イマススト云フト、私共ノ見テ居リマス所デ

ハ、命令ヲ強行イタシマスルノニ少シク輕

イヤウニ思ヒマスノデアリマス、ソレデ商

業組合法ヲ昨年御協賛ヲ願ヒマシタ時ニモ、

サウ云フヤウナ工業組合ノ經驗カラ致シマ

シテ、慎重ニ考慮ヲ致シマシタ結果、罰金

ニ處スルト云フコトニ致シマシタノデアリ
マシテ、今回モ矢張り商業組合法ノ例ニ倣
ヒマシテ、必要ナ程度ニ處罰ヲ重ク致シタ
イ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○委員長(子爵伊集院兼知君) 他ニ御質疑

ハアリマセヌカ……、如何デセウカ、モウ

大抵御質疑ハ是デ濟ンダヤウニ思ハレマス

ガ、皆サンノ御考ハ如何デスカ

〔宜シウゴザイマス〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵伊集院兼知君) ソレデハ質

疑ハ是デ打切りマシテ御意見ヲ承リマス、

討論ニ移リタイト思ヒマスガ、何カ此際御

述ベニナルコトヲ希望イタシマス

○男爵今枝直規君 此法案ハ誠ニ機宜ニ適

シタ法案ト存ジマス、一體工業ノ改良發達

ヲ致シマスル其母體トモ申シマスル工業組

合ガ、聯絡統制ガ執レナクナラバ誠ニ宜

シクナイノデゴザイマスガ、ソレヲ今度ハ

聯絡統制ヲ執ル、又ソレヲ指導スルト云フ

ヤウナ機關トシテ、中央會ガ設ケラレルコ

トニナリマシタノハ、私共大變結構ナコト

思フノデアリマス、尙ホ又主務大臣ノ發シ

マスル命令ガ、只今ハ組合員外バカリニナッ

テ居リマスノヲ組合員ニモ及ボシテ其取

締リヲ爲スト云フコトガ、是ハ誠ニ結構ナ
コトト存ジマス、其他字句ノ修正ナンゾ
ハ、是ハ當然ヤラナケレバナラヌコトト思
ヒマス、私ハ贊成イタシテ置キマス

○委員長(子爵伊集院兼知君) 他ニ御意見

ハアリマセヌカ、如何デセウ、別ニ御意見

モナイヤウデアリマスガ、只今今枝男爵ノ

御述ベニナッテ趣旨デ、委員會ハ之ヲ可決

イタスコトニ致シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵伊集院兼知君) ソレデハ可

決ト致スコトニ定メマス、本案ハ可決ニナ

リマシタ、今日ハ是デ御終ヒニ致シマス

午前十一時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵伊集院兼知君
副委員長 男爵今枝 直規君
委員 子爵戸澤 正己君
子爵安藤 信昭君
松本 眞平君
油井 德藏君

政府委員

商工省工務局長 竹内 可吉君

昭和八年三月十九日印刷

昭和八年三月十九日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局